

令和5年

第1回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和5年1月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会



## 令和5年 第1回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和5年第1回阿賀野市農業委員会総会は、令和5年1月31日(火) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

### ○農業委員

1番 本田 充	2番 中村 孝幸	3番 齋藤 正人
4番 曾我 憲司	5番 渡辺 隆	6番 上松 千恵
7番 本間 多佳子	8番 皆川 光浩	9番 阿部 萬紀夫
10番 齋藤 瑞穂	11番 菅井 茂	12番 渡邊 悟
13番 笠原 尚美	14番 小林 章男	15番 見尾田 正行

### ○推進委員

3番 圓山 徳明	4番 塩田 亨	5番 那須野 一吉
6番 五十嵐 和則	7番 小林 隆司	8番 伊藤 剛栄
9番 齋藤 広範	10番 長谷川 政男	11番 松崎 学

3 欠席委員

○農業委員 なし

○推進委員 1番 渡邊 聡 2番 辻 繁雄

4 遅参委員 なし

5 早退委員 なし

6 会長の命により出席した者

事務局長	宮嶋 正憲
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第2号 事業計画変更の承認申請について
日程第5	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第8	報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について
日程第9	報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長 (見尾田)	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和5年1月定例総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の推進委員の欠席は2名、1番 渡邊推進委員、2番 辻推進委員の2名です。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>2番 中村委員、7番 本間委員、10番 齋藤委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長 (見尾田)	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を2番 中村委員、7番 本間委員、10番 齋藤委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長 (見尾田)	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、宮嶋局長、大瀧次長、齋藤係長、野崎係長であります。</p> <p>それでは、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>野崎係長、お願いします。</p>
事務局 (野崎)	<p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。</p> <p>今月の申請件数は、所有権移転が1件4筆、合計面積が3,979㎡、使用貸借権設定が2件46筆、合計面積が46,138㎡です。</p> <p>受付番号39番、今板字宮の前(みやのまえ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,046㎡、これを含めまして3筆3,979㎡です。</p> <p>譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。</p> <p>契約の内容は、総額1,200,000円での売買です。</p> <p>続きまして使用貸借権設定ですが、受付番号38番は農業者年金受給中のための再設定、4ページ、受付番号40番は新規就農した際、親から借り受けた農地の期間延長のため再設定するもので説明を省略いたします。</p> <p>以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。</p> <p>最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。</p> <p>また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。</p>

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4 議案第2号 事業計画変更の承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局  
(野崎)

議案書7ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明いたします。

こちらの方、事務局で現地確認を1月30日に申請者側と立ち合いをして確認をしております。

受付番号19番、当初計画者と継承者は記載のとおりです。

土地の所在が北本町、地目、台帳が田、現況が畑、地籍265㎡です。

当初計画内容は、自己住宅建築敷地です。

事業計画変更の理由ですが、当初計画者は自己住宅を建築するために、昭和50年1月28日付け新潟県指令芝農地第4035号により5条転用許可を得て、所有権移転しましたが、現住所地の土地を取得することになり、当該地の住宅建築が未実施だったところ、住宅用地として購入希望者が現れたので継承者に土地を譲ることにしたため、事業計画変更を申請するものです。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。3種農地は転用可能です。

場所につきましては、8・9ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、国号460号の北本町にあるセブンイレブンから西に200メートル程の住宅地の中にあります。

10ページは、更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。

11ページは、土地利用計画図・排水計画図です。

12・13ページは建物平面図・立面図を掲載しております。

以上で議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長 (見尾田)	<p>ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 本来であれば、ここで担当委員から現地確認報告をお願いするところですが、1月25日に予定していた現地調査が十年に一度という記録的な寒波の影響により中止となりました。現地の状況につきましては、事務局が確認を行っておりますので、現地確認報告は事務局説明のとおりといたします。 これから審議に入ります。 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>(「なし」の声)</p>
議長 (見尾田)	<p>質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長 (見尾田)	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。 続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いします。</p>
事務局 (野崎)	<p>議案書15ページをご覧ください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。 こちらにつきましても事務局で現地確認を1月30日に申請者側と立会いのもと確認をまいりました。 受付番号40番、所有権移転による永久転用です。 譲受人・譲渡人は記載のとおりです。 土地の所在が保田字千苺(せんがり)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,098㎡です。 転用目的は駐車場造成、資金計画は記載のとおりです。 工事期間が許可日から令和5年5月31日までとなっております。 農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」及び「準工業地域」に定められており、第3種農地となります。 許可基準は、許可可能であります。 転用事由は、現在貸駐車場を利用して駐車スペースを確保していますが、従業員の増加に伴い、社用車及び従業員の駐車場を当該地に造成するものであります。 場所につきましては、16・17ページの位置図・案内図をご覧ください。 安田地区、風の子子ども園の西側に位置します。 18ページは更正図に申請地を濃く塗りつぶして表示しております。 19ページは土地利用計画図、排水計画図です。舗装をし、U字側溝を入れ、分離層を通して排水路に雨水を流す計画をしております。土地改良区とも協議済みであります。なお、南側と西側にあたる部分については、南側は</p>

50センチ境界から離しまして、L字型の擁壁を作る予定になっております。申請者と隣接者と確認を済んでいるということでお話を伺っております。南側、畦を歩けるような状態にしているということでありました。

続きまして、21ページになります。

受付番号41番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が北本町、地目、台帳・現況がともに田、地積265㎡です。

転用目的は個人住宅建築敷地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和5年2月15日から令和5年6月24日まで。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

場所につきましては、21・22ページ的位置図・案内図をご覧ください。

こちら、先ほど2号議案で用途変更をしたものと同じものでありますが、水原地区、国号460号の北本町にあるセブンイレブンから西に200メートル程の住宅地の中にあります。

23ページは、更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

24ページは、土地利用計画図・排水計画図です。雨水は南側の市道の道路側溝に流す予定にしております。

25・26ページは建物平面図・立面図を掲載しております。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても、現地確認報告につきましては、先ほどの議案第2号と同様の理由により、事務局説明のとおりとさせていただきます。

これから審議に入ります。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員交代 斎藤係長 —

議長  
(見尾田)

続きまして、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

斎藤係長、お願いします。

事務局  
(斎藤)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

今月の受付状況は、賃貸借権設定132件、682筆、751,381.49㎡、使用貸借権設定4件、17筆、5,346㎡、農地中間管理権設定27件、167筆、182,778.98㎡となります。

はじめに賃貸借権の案件です。27ページをご覧ください。譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。また、台帳・現況地目についてはいずれも田または畑のため、地籍を含め読み上げは省略させていただきます。また、更新案件についても説明を省略させていただきます。

それでは、左より受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます

4番、保田字竜下外7筆、17,851㎡、10a当りコシヒカリ60kg、70kg。

31ページ、10番、小浮字加次免外5筆、7,394㎡、10a当りコシヒカリ60kg、70kg。

36ページ、18番、下ノ橋字紺屋外9筆、5,697㎡、10a当り18,000円、22,000円。

49ページ、33番、田中字家の下外20筆、29,466㎡、10a当り21,000円、22,000円、23,000円、24,000円、25,000円。

65ページ、63番、上黒瀬字腰前外10筆、12,716㎡、10a当り23,000円。

69ページ、73番、熊堂字霞1,989㎡、10a当り25,000円。

84ページ、94番、川前字月留外3筆、2,209㎡、10a当り11,550円、18,400円、23,100円。

95ページ、116番、上江端字中ノ郷外4筆、6,406㎡、10a当り20,000円。

99ページ、127番、京ヶ島字居前502㎡、10a当り22,000円。

次に、使用貸借権設定の案件ですが更新案件ですので、説明を省略させていただきます。続きまして農地中間管理権設定の案件です。107ページをご覧ください。初めに、案件の期間については、令和5年2月11日から令和15年2月10日までとなっております。また、契約の内容については、使用貸借、賃貸借では10a当り15,000円、20,000円、21,000円、22,000円、22,400円、22,500円、22,900円、23,000円、24,000円、25,000円となっております。地籍も含め読み上げは省略させていただきます。

それでは、107ページ、

1番、小里字長割、563㎡。

2番、七島字土居上外3筆、2,452㎡。

3番、七島字金堀場外4筆、3,893㎡。

108ページ、4番、百津潟新田字家浦、684㎡。

5番、七島字土居下外26筆、19,247㎡。

111ページ、6番、七島字土居上外5筆、3,685㎡。

7番、月崎字西間外14筆、7,530.40㎡。

113ページ、8番、七島字土居下、1,007㎡。

9番、七島字土居上外2筆、1,431㎡。

114ページ、10番、天神堂字アマダ堂外10筆、20,336㎡。

115ページ、11番、水原字十ヶ袋、1,698㎡。



12番、上蔵野、5, 280㎡。  
13番、月崎字六日野境外14筆、21, 251㎡。  
117ページ、14番、小里字大犬林外2筆、1, 090㎡。  
15番、福田字村北外8筆、6, 291㎡。  
118ページ、16番、水原字氷室、1, 692㎡。  
17番、水原字拾俵外9筆、24, 924㎡。  
119ページ、18番、下里字鉄道上外2筆、4, 089㎡。  
120ページ、19番、寺社新字中道外1筆、3, 000㎡。  
20番、寺社新字中道、1, 500㎡。  
21番、寺社新字中道外1筆、3, 034㎡。  
22番、窪川原字垣添外15筆、16, 634㎡。  
122ページ、23番、関屋字上田外7筆、9, 066㎡。  
123ページ、24番、五郎巻字居浦、209㎡。  
25番、安野町、2, 022㎡。  
26番、熊堂字大割外13筆、19, 442㎡。  
125ページ、27番、熊堂字大割外4筆、728. 58㎡。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。農作業に常時従事すると認められること。利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による 農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の3番から10番案件までの譲受人は1番 本田委員が関係者であり、33番案件の譲受人は3番 齋藤委員と8番 皆川委員が関係者であります。

また、89番案件の譲受人は10番 齋藤委員が関係者であり、133番案件の譲受人は推進委員の3番 圓山推進委員が関係者であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議をしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議がないようですので、そのようにいたします。

はじめに、賃貸借権設定の3番から10番案件を審議いたしますので、1番 本田委員の退室をお願いいたします。

— 1番 本田委員退室 —

議長  
(見尾田) 1番 本田委員が退室されましたので、3番から10番案件について審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長  
(見尾田) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
賃貸借権設定の3番から10番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長  
(見尾田) 異議なしと認めます。  
したがって、賃貸借権設定の3番から10番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
1番 本田委員の入室をお願いいたします。

— 1番 本田委員入室 —

議長  
(見尾田) 1番 本田委員が着席されましたので続けます。  
続きまして、賃貸借権設定の33番案件を審議いたしますので、3番 齋藤委員と8番 皆川委員の退室をお願いいたします。

— 3番 齋藤委員及び8番 皆川委員退室 —

議長  
(見尾田) 3番 齋藤委員と8番 皆川委員が退室されましたので、33番案件について審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長  
(見尾田) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
賃貸借権設定の33番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長  
(見尾田) 異議なしと認めます。  
したがって、賃貸借権設定の33番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
3番 齋藤委員と8番 皆川委員の入室をお願いいたします。

— 3番 齋藤委員及び8番 皆川委員入室 —

議長  
(見尾田) 3番 齋藤委員と8番 皆川委員が着席されましたので続けます。  
続きまして、賃貸借権設定の89番案件について審議いたしますので、1

0番 齋藤委員の退室をお願いいたします。

— 10番 齋藤委員退室 —

議長  
(見尾田) 10番 齋藤委員が退室されましたので、賃貸借権設定の89番案件について審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長  
(見尾田) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
賃貸借権設定の89番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「なし」の声)

議長  
(見尾田) 異議なしと認めます。  
したがいまして、賃貸借権設定の89番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
10番 齋藤委員の入室をお願いいたします。

— 10番 齋藤委員入室 —

議長  
(見尾田) 10番 齋藤委員が着席されましたので続けます。  
続きまして、賃貸借権設定の133番案件について審議いたしますので、推進委員の3番 圓山推進委員の退室をお願いいたします。

— 3番 圓山推進委員退室 —

議長  
(見尾田) 3番 圓山推進委員が退室されましたので、賃貸借権設定の133番案件について審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長  
(見尾田) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
賃貸借権設定の133番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「なし」の声)

議長  
(見尾田) 異議なしと認めます。  
したがいまして、賃貸借権設定の133番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
3番 圓山推進委員の入室をお願いいたします。

— 3番 圓山推進委員入室 —

議長  
(見尾田) 3番 圓山推進委員が着席されましたので続けます。  
次に、今ほど決定した議事参与の案件以外の案件について審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長  
(見尾田) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「なし」の声)

議長  
(見尾田) 異議なしと認めます。  
したがって、先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
これで議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、すべて原案のとおり承認することに決定いたしました。  
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 野崎係長 —

議長  
(見尾田) 続きます、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
野崎係長、お願いします。

事務局  
(野崎) 議案書の127ページをご覧ください。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。今月は19件あります。契約内容別では、農地法第3条の賃貸借権設定の解約が1件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が18件です。

解約事由の主なものでは、借り手変更のための解約が127ページの161番、128ページの162番、163番、130ページの168番、131ページの169番、132ページの170番、133ページの171番、172番、134ページの173番、135ページの174番、176番、136ページの178番です。

続きます農地中間管理権設定のための解約が129ページの164番、130ページの165番、166番、167番です。

そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長  
(見尾田) ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 ( 「なし」の声 )

議長 (見尾田) 質疑なしと認めます。  
ご承知おきをお願いいたします。  
続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届に  
ついてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
野崎係長、お願いします。

事務局 (野崎) 議案書137ページをご覧ください。  
報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。  
事業完了届は1件あります。  
受付番号41番、転用事業者は記載のとおりです。  
土地の所在が上江端字下上ノ山(しもうえのやま)、転用面積は20筆で  
14,139.41㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。  
許可年月日及び許可番号が令和3年10月25日、阿農委第503028  
号、完了年月日が令和4年11月24日です。  
場所につきましては、138・139ページの位置図・案内図をご覧ください。  
水原地区、上江端集落の北東側に位置しております。  
140ページの更正図をご覧ください。申請地を太線で囲み濃く塗り潰し  
表示しております。  
141・142ページには土地利用計画図・全体土地利用計画図を掲載し  
ております。  
当該地は事務局で1月30日に現地確認をしてまいりました。また、前も  
って申請者から写真等で確認をしておりますが、埋め戻しは終わっておりま  
した。この場所は引き続き、搬出入路と堆積場として使用するため、10月  
の総会で許可を得た場所の一部であります。  
どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねら  
れておりますので完了とみなしてまいりました。  
過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断し  
ました。  
以上で報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明を終  
ります。

議長 (見尾田) ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
この案件につきましても、議案第2号、議案第3号と同様に、現地確認報  
告は事務局説明のとおりとさせていただきます。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 ( 「なし」の声 )

議長 (見尾田) 質疑なしと認めます。  
ご承知おきをお願いいたします。  
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 大瀧次長 —

議長  
(見尾田)

続きまして、日程第9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
大瀧次長、お願いします。

事務局  
(大瀧)

報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について報告いたします。議案第4号でご承認いただきました農地中間管理権設定の農地等50件、265筆、252, 800. 17㎡について報告いたします。配分は29件、移転は21件となっております。はじめに配分です。議案書154ページ、500番から173ページ、602番までです。譲渡し人、譲受人は、記載のとおりです。土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略をさせていただきます。令和5年3月31日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和5年4月1日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。議案書173ページ、受付番号601番及び602番案件につきましては所有者不明案件であり、農地法第41条第1項の規定による新潟県知事の裁定により新潟県農林公社が利用権を取得した旨の告示が令和4年6月10日新潟県よりなされたことにより借受希望者に対し、利用権の配分が行われるものです。期間の開始は令和5年4月1日、終了は令和10年3月31日までの5年間で、賃貸借料は固定でございます。新潟県農林公社により新潟地方法務局新津支局へ供諾されます。配分の移転については、143ページ400番から153ページ421番までです。移転後の開始は令和5年3月31日新潟県が公告をすることから、令和5年4月1日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。なお、配分計画の譲受人については、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。

以上報告を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員

( 「なし」 の声 )

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。  
ご承知おきをお願いします。  
以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

— 14時41分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年1月31日

議事録署名委員      2番      ⑩

議事録署名委員      7番      ⑩

議事録署名委員      10番      ⑩

議 長  
農業委員会会長      ⑩